

社会保険ひろしま

第12号

- 従業員数500人以下の事業主のみなさまへ
- 育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直しについて
- 健診結果を確認しましょう!
- 「ひろしま企業健康宣言」事業所数が3000社を突破しました!
- 2022年4月より 職場における「パワー・ハラスメント」の定義
- 街角の年金相談センター(ご案内)
- 社会保険協会からのお知らせ

8
2022
令和4年



広島電鉄宮島線

職場内で回覧して下さい

日本年金機構からのお知らせ

従業員数500人以下の事業主のみなさまへ

法律改正により、パート・アルバイトの方の社会保険の加入条件が変わります。

< 対象となる企業 >



新たな加入対象

新たな加入対象者は右の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が社会保険（厚生年金・健康保険）に加入することにより、社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイトの方の保障が充実します。

社保完備で求人の魅力up

年金

老後・障害・死亡の保障がさらに充実！

- 1階（基礎年金部分）に加えて、2階（報酬比例部分）の上乗せ。
- より軽い障害にも保障範囲が広がります。

医療保険

あんしんの医療保険がもっと充実！

- 傷病手当金
病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金
産休期間中、給与の2/3相当を支給

日本年金機構からのお知らせ

育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直しについて

令和3年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、育児休業等期間中の保険料免除要件が次のとおり見直しとなりました。

<見直しのポイント>

- ①短期の育児休業等の取得に対応して、同月内に14日以上の子育て休業等を取得した場合に当該月の保険料を免除します。
- ②賞与に係る保険料については1ヶ月を超える子育て休業等を取得している場合に限り、免除の対象とすることとします。
- ③連続する二以上の子育て休業等を取得する場合は、一つの子育て休業等とみなして保険料免除の規定を適用します。

新たな免除要件は施行日（令和4年10月1日）以後に開始する子育て休業等について適用されます。

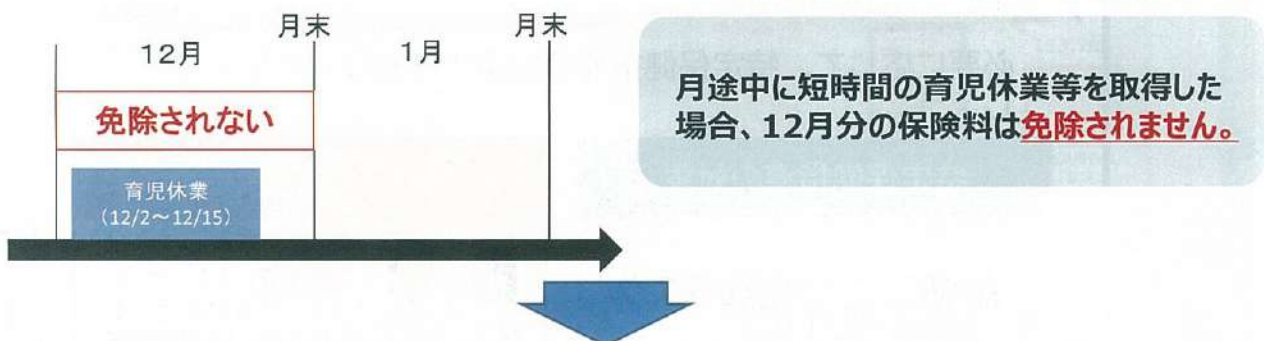
育児休業等期間中の保険料免除制度とは

- 育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）期間について、被保険者から申し出があった場合に事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、被保険者負担分・事業主負担分ともに保険料が免除される制度です。
- 保険料を徴収しない期間は、「**育児休業等開始日の属する月から、終了日の翌日が属する月の前月まで**」とされています。

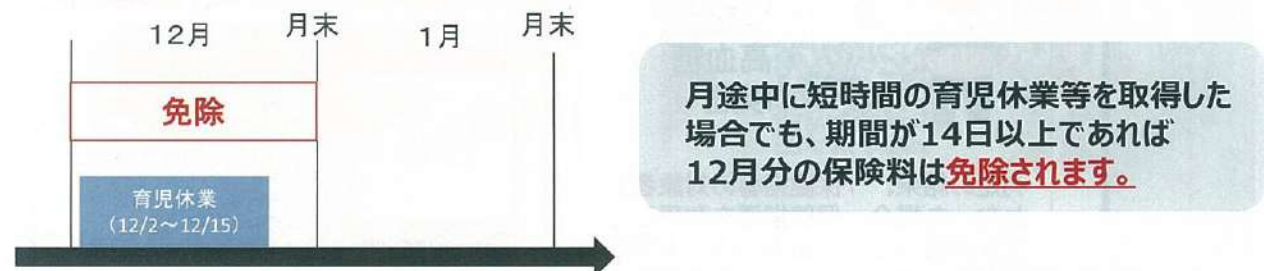
<見直しのポイント①の具体例>

同月内に14日以上の子育て休業等を取得した場合、当月の保険料を免除します。

【改正前】



【改正後】



その他の具体例や手続き等の詳細につきましては、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

全国健康保険協会からのお知らせ
協会けんぽ

あなたは**どちら**に当てはまりますか？

健診を受けていない・予約していない

健診を受けた！

今すぐ健診を受けましょう！

定期的な健康状態の把握や、病気の早期発見・早期治療のため、健康診断は**毎年1回必ず受診**しましょう。

35~74歳の
被保険者の方

《生活習慣病予防健診》
自己負担額 **7,169円**
がん検診の項目もあり！



40~74歳の
被扶養者の方

《特定健康診査》
自己負担額 **無料**または**1,474円**
集団健診での受診も可能！

健診結果を確認しましょう！

必要に応じて、特定保健指導の利用や医療機関を受診しましょう。

特定保健指導の対象

肥満



+

追加リスク

- ・ 高血圧
- ・ 脂質異常
- ・ 高血糖
- ・ 喫煙

判定の結果、「保健指導の対象者」となった場合、保健指導を利用して生活習慣の改善を目指しましょう。

要精密検査・要治療



「要精密検査」または「要治療」と判定された項目がある場合、なるべく早く医療機関を受診しましょう。



お願いとお知らせ

協会けんぽでは、特に受診をお勧めしたい方のご自宅へおハガキを送付しています。おハガキが届いた場合は、必ず中身をご確認ください。

全国健康保険協会からのお知らせ

協会けんぽ

ひろしま企業健康宣言 事業所数が

3000社

を突破しました！



協会けんぽ広島支部
マスクットキャラクター
健康かえで

ひろしま企業健康宣言とは

協会けんぽ広島支部では、健康寿命の延伸を目的として、経営者が従業員への健康づくり活動を積極的に応援する『ひろしま企業健康宣言』を2016年よりスタートしています。2022年3月でひろしま企業健康宣言事業所数が**3,000社**を突破しました！

ひろしま企業健康宣言

3,207社

(2022年5月31日現在)

ひろしま企業健康宣言事業所数の推移



健康経営の取組みが健康度向上と医療費の節減につながります

健康経営を積極的に取り組む事業所に勤務する被保険者様の医療費が少なくなっていることがわかります。

【比較対象】

- 広島支部全体の平均 (約57,000社)
- 令和3年度健康づくり優良事業所※1 (771社)
- 健康経営優良法人2022認定法人※2のうち、協会けんぽ広島支部加入事業所 (281社)

※1 協会けんぽ広島支部が認定。
※2 経済産業省が認定。



協会けんぽ広島支部は、
健康づくりに取り組む
事業所様を応援します！

ひろしま企業健康宣言の
エントリーはこちらから



協会けんぽ広島支部
マスクットキャラクター
健康いろは

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512
広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F

協会けんぽ広島



☎ 082-568-1011 受付時間 8:30~17:15

 広島県社会保険労務士会

2022年4月より「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されています

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

事業主には、パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知啓発すること、相談窓口を設置すること等、パワーハラスメントを防止するための措置が義務化されています。

◆詳細はお近くの社会保険労務士にお尋ねください

ねんきんのご相談・手続きは 街角の年金相談センターをご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ **0570-05-4890**

《予約受付時間》毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)8:30～17:15

街角の年金相談センター 広島 広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F
街角の年金相談センター 福山 福山市東桜町1-21エストパルク6F

社会保険協会からのお知らせ

全国社会保険協会連合会 会長表彰受賞

令和4年3月9日、広島県社会保険協会の理事会において、多年にわたり都道府県の社会保険協会として、協会事業並びに(一社)全国社会保険協会連合会の事業に積極的に貢献し、その功績が顕著で他の規範となる協会の代表者等に対して、表彰を授与するもので、第1回となります「全国社会保険協会連合会の会長表彰」を、当協会の黒木会長が表彰されました。



社会保険協会からのお知らせ

年金ライフプランセミナー

今年も福山市と広島市で開催いたします。

定年退職後の知っておきたい社会保険制度の年金や健康保険のしくみ、人生をより充実したものにするためどのような生活設計をしていけばよいのかなどを学習するセミナーです。この機会に、ご自分の新たな将来設計を考えてみられるのはどうでしょうか？

日時

令和4年10月 8日(土) 福山商工会議所 定員40名
令和4年10月15日(土) RCC文化センター 定員50名

講演内容

第1部 高橋佳良子先生
「人生100年時代の
老後の資金計画」

第2部 飯田ひとみ先生
「定年退職後の年金と保険」

参加申込〆切は、8月31日(水)までです。



「健康講座」の開催予定

講座の詳細は9月のホームページで公開しますのでご覧ください。

日程は次のとおりです。皆様の参加をお待ちしています。

日時 ▶ 令和4年11月24日(木) 14:00~16:10
場所 ▶ RCC文化センター 7階
募集人員 ▶ 45名

ここ2年間コロナの影響で開催ができませんでしたが、今年度は開催予定です。明るく元気な笑顔の皆様にお会いしたいです。

社会保険事務担当者養成講座・キャリアアップセミナー

令和4年6月から広島・福山会場で社会保険事務担当者養成講座を、広島会場でキャリアアップセミナーを開催しています。

本年度も会員事業所様から、たくさんのご参加をいただいています。



社会保険協会からのお知らせ

● 会員情報のご変更はありませんか？

事業所名称・所在地等に変更がある場合は、お手数ですが下記にご記入の上、FAXまたは郵送でご連絡下さい

変更前	会員番号*									*印は必須記入	
	事業所名*										
	事業所所在地*	〒		-							
	電話番号*										



変更後	事業所名										
	事業所所在地	〒		-							
	電話番号										

送付先

FAX

082-224-1330

郵送先

一般財団法人 広島県社会保険協会
〒730-0011
広島市中区基町 11-13
合人社広島紙屋町アネクス 8F

会費納入ありがとうございます

当協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の健全な発展と円滑な運営に貢献することや、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福祉の向上をめざし、各種事業を行っています。これらの事業は会員様よりお納めいただいた会費（年会費）により運営されています。

令和4年度分の会費納付につきましては、今年度からコンビニ決済になりましたが、4月初旬に会員事業所さま宛にお送りし、すでに多くの会員事業所さまからお納めいただいております。

誠にありがとうございます。

社会保険協会会費納入のお願い

まだ納入されておられない会員さまにおかれましては、諸事ご出費の多い折、誠に恐縮ですが、当会の事業運営に特段のご理解とご協力を賜り、会費の納付にご協力いただきますようお願い致します。

